

# 住まいの防犯対策用品購入等補助金

対象の防犯対策用品を購入して自宅に設置した場合、**最大3万円**を補助します。

**対象** 次の①②を全て満たす方

- ① 交付申請時に市に住所を有し、自ら居住する住宅に新品の防犯対策用品を設置した方
- ② 市税の滞納がない方 ※申請は同一世帯1回限り

**対象品目** 1(金)以降に市内の店舗・事業所で購入・設置した次の①～⑦に該当する防犯対策用品。複数品目を組み合わせて申請可。合計で税込み4,000円以上 ※ネット購入は対象外

- ① 防犯カメラ(ダミーカメラ・室内カメラは対象外)
- ② 人感センサーライト
- ③ 録画機能付きインターホン
- ④ 防犯フィルム
- ⑤ 防犯性の高い錠・補助錠
- ⑥ センサーアラーム
- ⑦ 詐欺被害防止電話機器

**補助金額** 購入・設置費用の2分の1(最大3万円、千円未満切り捨て)

**申込方法** オンライン、郵送、市役所1階広聴・市民生活課や各支所市民福祉課の窓口

**申込期間** 1(金)～R8/2/27(金) ※先着順、予算額に達し次第終了

**申込・問合せ** 広聴・市民生活課(〒061-3292 市役所1階) ☎72-3143



▲市HP

# 宅配ボックス設置補助金



市では、デコ活(脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動)の一環として、再配達削減と温室効果ガス排出量の削減を図るため、宅配ボックス設置費用の一部を**最大2万円**まで補助します。



**対象** 次の①②を全て満たす方

- ① 交付申請時に市に住所を有し、自ら居住する住宅に新品の宅配ボックスを設置した方
- ② 市税の滞納がない方 ※申請は同一世帯1回限り

**補助金額** 1(金)以降に購入・設置した宅配ボックス本体を含む設置費用の2分の1(最大2万円、千円未満切り捨て)

**そのほか** 宅配ボックスは次の要件を全て満たすものとします

- 受取人の不在時に宅配物などを受け取れる耐久性のある設備で、宅配物などを安全に保管できること
- 宅配ボックスを設置した住宅が自らの所有でない場合、所有者から設置の同意が得られていること
- オークションサイトなどの個人売買で購入したものや、リサイクルショップで購入したものではないこと
- ポイント使用やクーポン値引きがある場合は、ポイント使用分やクーポン適用による値引き分を除いていること
- 複数の住戸が共同で使用するものではないこと
- 国その他の機関から同種の補助を受ける見込みがないこと

**申込方法** 市HP内の申込フォームから ※難しい場合はご連絡を

**申込期間** 1(金)～R8/2/27(金) ※先着順、予算額に達し次第終了

**申込・問合せ** 環境課 ☎72-3698



▲市HP



# 石狩市定額減税 補足給付金(不足額給付)



令和6年度に実施した「石狩市定額減税補足給付金(調整給付)」で支給した額(当初調整給付額)に不足が生じる方などを対象に、その不足額を支給します。

対象者には「支給のお知らせ」または「確認書」を7月下旬～8月中旬ごろに発送します。

## 不足額給付 1 令和6年度に支給した当初調整給付額に不足が生じた方

対 象 次の①②を全て満たす方

①R7/1/1現在、石狩市に住民登録がある方

②令和6年分所得税額・令和6年度個人住民税額が確定したことにより、当初調整給付額に不足が生じた方

金 額 不足額(本来給付すべき額-当初調整給付額) ※1万円単位に切り上げ

## 不足額給付 2 低所得世帯向け給付の対象から外れていた方など

対 象 次の①～④を全て満たす方

①R7/1/1現在、石狩市に住民登録がある方

②令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割ともに、定額減税前の税額が0円である方

③税制度上の扶養親族等の対象外(事業専従者、合計所得が48万円超など)の方

④低所得世帯向け給付\*の対象世帯(世帯主・世帯員)に該当していない方

※令和5年度～令和6年度実施の非課税世帯などへの物価高騰重点支援給付金、住民税均等割のみ課税世帯支援給付金など

金 額 原則4万円(R6/1/1時点で国外に居住していた方などは3万円)

### 共通事項

手続方法 ①「支給のお知らせ」が届いた方…原則手続きは**不要**です

②「確認書」が届いた方…**10/31(金)**までに必要書類を提出してください

※支給対象と思われる方で、上記の書類が届かない場合はお問い合わせください

支給時期 ①8月下旬 ②市が書類を受理した日から3～4週間程度

そのほか ●詳細は市HPをご覧ください

●給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。自宅や職場などに都道府県・市区町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡を!

問 合 せ 石狩市定額減税補足給付金(不足額給付)コールセンター

☎050・3315・9896(平日8時45分～17時15分) ※開設期間8/1～11/28



▲市HP